

鳥取縣公報

選舉規則

昭和二十三年九月五日
號外

號

外

日

曜日

第二條 市町村の委員会は、地方自治法（以下法といふ。）第二十二条第六項又は第八項の條例が公布されたときは、直ちにその寫に左に掲げる書類を添え、これを縣の委員会に報告しなければならない。

一 各選挙区の区域を明らかにした略圖

二 各選挙区別有権者見込數調

第三條 市町村の委員会は選挙の期日を告示したときは、直ちにその寫を縣の委員会に提出しなければならない。

第二章 選挙人名簿

第四條 市町村の委員会は、補充選挙人名簿の縦覽の時間を制限するときは、縦覽の場所の告示中に併せてその時間を記載しなければならない。

第五條 市町村の委員会は、補充選挙人名簿に關し告示をしたときは、直ちにその寫を縣の委員会に提出しなければならない。

第六條 施行令第二十三條第二項の規定による補充選挙人名簿を修正した旨の報告は、別記第一号様式によらなければならぬ。

人名簿の引繼又は送付を受けたとき若しくは同一人で衆議院議員の選挙権と地方議会の選挙権が他の府縣に亘るものが生じたときもまた、同様とする。

第九條 天災事変等のため、更に補充選挙人名簿を調製する必要が生じたときは、市町村の委員会は、直ちにその旨を縣の委員会に報告しなければならない。

第三章 投票

第十條 市町村の委員会はその区域を分けて數投票区を設け、又はこれを変更したときは、直ちにその告示の寫を添え縣の委員会に報告しなければならない。

第十一條 投票管理者及び投票管理者に事故があるとき、又は投票管理者が欠けたときその職務を代理すべき者の選任は、選挙の期日の告示があつたとき直ちにこれを行ひ、且つ、別記第三号様式の選任書を交付しなければならぬ。

前項後段の規定は、投票管理者の職務を管掌すべき者を選任したときに、これを準用する。

第十二條 投票管理者のする告示は、その投票区の屬す

第七條 補充選挙人名簿に登載された者が、左の各号の一に該當するときは、市町村の委員会は、直ちに補充選挙人名簿にその旨の符箋をしなければならない。

三 氏名又は住所を変更したとき
四 誤載その他補充選挙人名簿の整理上必要があるとき

前項符箋の事項に異動を生じたときは、直ちにこれを整理しなければならない。

前二項の事由が生じたときは、別記第一号様式に準じ直ちに縣の委員会に報告しなければならない。

第八條 市町村の委員会は、補充選挙人名簿が確定したとき、又は法第二十七條第五項の規定により補充選挙人名簿を作製し直したときは、直ちにその登載人員を別記第二号様式により縣の委員会に報告しなければならない。

市町村の廃置分合又は境界変更があつたため、選挙

る市町村の委員会の告示の方法に準じなければならない。

第十三條 市町村の委員会は、投票用紙の様式を定めたときは、直ちにこれを告示しなければならない。

第十四條 市町村の委員会は、投票用紙、仮投票封筒、投票箱、点字器、点字投票印、投票所印及び代理投票印等を予め投票管理者に配付しなければならない。

投票用紙及び仮投票用封筒は、かぎのかかる容器に入れ、嚴重に保管しなければならない。

投票箱は、衆議院議員の選挙に用いる投票箱を充てることができる。この場合においては、投票箱の蓋に別記第四号様式に準じて貼紙をしなければならない。

第十五條 投票所を市役所、町村役場その他公共建物以外に設ける場合は、なるべく門戸のある場所を指定しなければならない。

投票管理者は、投票所の告示をしたときは、直ちにその寫を当該選挙に関する事務を管理する委員会に提出しなければならない。

第十六條 投票所には、別記第五号様式に準じて調製した標札を掲げなければならない。

投票所には、別記第六号様式に準じ選挙人の数に応じて適宜こもを斟酌し受付所、選挙人控所、選挙人名簿対照及び投票用紙交付所、投票記載所並びに投票箱の置場等を設備しなければならない。

投票記載所には、筆記用具、点字器等を備え、投票の記載に支障のないようにしなければならない。

第十七條 投票所の門戸及び出入口は取締を厳重にしなければならない。

第十八條 投票所の取締、投票箱の看守又はその送致について、特に必要があるときは投票管理者は、警察官吏又は警察吏員の派遣を求めなければならない。

第十九條 施行令第三十條の規定による投票所入場券は、別記第七号様式に準じて調製し遅くとも選挙の期日前三日目までに配付しなければならない。

第二十條 選挙人が誤つて投票用紙又は封筒を汚損したため、その請求により更に交付するときは、汚損した

投票用紙又は封筒は記載した文字の読めないよう塗抹させなければならない。

第二十一條 施行令第五十一條第一項において準用する衆議院議員選挙法施行令第十九條第一項の規定による本人である旨の宣言書は、別記第八号様式に準じて調製しなければならない。

第二十二條 投票所の開閉はひょうし木又は振鈴等により、これを報じなければならない。

第二十三條 投票管理者は、投票箱を閉鎖したときは、そのかぎを各別に封筒に入れ、二人以上の投票立会人とともに封印を施しその表面にかぎの別及び投票区名を記載しなければならない。

投票管理者たる者、開票管理者たる場合を除く外投票管理者は、前項の規定により処理した封筒に更に送致者の職氏名を記載し、投票箱とともに、これを開票管理者に送致しなければならない。

第二十四條 投票管理者は、投票が終つたときは、投票に關し別記第九号様式により投票結果調を調製しなければならない。

ればならない。

法第三十七條において準用する衆議院議員選挙法第

三十五條の規定により投票箱、投票録及び選挙人名簿等を送致するときは、同時に前項の投票結果調並びに第三十條の特別投票者調(第十一号様式)を開票管理者に送付しなければならない。

第二十五條 投票管理者は、地方自治法第三十三條(これを準用する場合を含む。)の規定による仮投票をさせたとき、又は施行令第四十四條の規定による不受理の決定若しくは同條第二項の規定による拒否の決定をしたときは、左に掲げる事項を記載した書類を調製しなければならない。

一 選挙人又は投票立会人の異議の要旨及び理由
二 投票管理者の意見の詳細

前項の書類は、投票箱等を送致するとき、開票管理者に送付しなければならない。

第二十六條 天災その他避けることのできない事故により、投票の当日投票箱を送致することができないとき

投票用紙又は封筒は記載した文字の読めないように塗抹させなければならない。

00853

00852

終了したときは、前項の符箋は、これを取除かなければならない。

第三十條 施行令第四十三條第二項の書類は、別記第十号様式により調製し、これを関係のある投票管理者に送付しなければならない。

第三十一條 投票管理者は、投票終了後、投票用紙及び仮投票用封筒の精算書を別記第十二号様式により調製し、投票用紙及び投票用封筒に残余があるときは、これを添え、投票に関する書類（投票管理者に送致したもの）を除く。）、点字器、点字投票印、投票所印及び代理投票印とともにこれを市町村の委員会に送付しなければならない。

縣の選舉については、市町村の委員会は、前項の精算書を取り纏めその集計表を調製し、投票用紙及び投票用封筒に残余があるときは、これを添え、これを縣の委員会に送付しなければならない。

点字器、点字投票印、投票所印及び代理投票印は、市町村の委員会において、これを保管しなければならぬ。

第三十二條 選舉会の区域と開票区の区域が同一である選舉において、開票の事務を選舉会の事務に合せて行う場合は、第二十三條第二項、第二十四條第二項、第二十五條第二項及び第二十六條中「開票管理者」若しくは「開票管理者及び選舉長」とあるのは、「選舉長」と読みかえるものとする。

第四章 開票

第三十三條 法第三十八條但書の規定により、開票区を設けたときは、市町村の委員会は、第二條の規定に準じ、これを縣の委員会に報告しなければならない。既に設けた開票区を廢止し若しくはその区劃を変更したときもまた、同様とする。

第三十四條 第十一條の規定は、法第三十九條第一項又は施行令第五十二條第二項第一号若しくは第五十三條の規定による開票管理者又はその職務を代理すべき者若しくは管掌すべき者の選任にこれを準用する。

第三十五條 第十一條の規定は、開票管理者のする告示

- 一 選舉当日の有権者数（以下各号とも性別とする。）
 - 二 投票者数
 - 三 売權者数
- 四 投票歩合

第四十條 開票管理者は、自ら保管し又は送致を受けた投票箱等を嚴重に保管しなければならない。

第四十一條 開票所の參觀を求める者があるときは、開票管理者は、自ら保管し又は第二十三條第二項の規定により、送致を受けたときは、封印のまゝ、これを保管し、投票箱を開封しなければならない。

第四十二條 施行令第五十五條第一項の規定により候補者の得票数を計算するときは、開票事務に從事する者二人をして別記第十四号様式に準じて調製した得票簿

- 一 開票所は、別記第十三号様式に準じて設備しなければならない。
- 二 第十五條第一項及び第十六條第一項の規定は開票所にこれを準用する。
- 三 第三十九條 第十七條及び第十八條の規定は、開票所にこれを準用する。
- 四 取締及び投票箱の看守にこれを準用する。
- 五 受けたときは、開票管理者たる者投票管理者たる場合においては、投票が終つたとき。）、は、直ちに電信、電話その他の方法により、左に掲げる事項を選舉長（縣の選舉の場合にあつては当該市町村の委員会）を経て、当該選舉に関する事務を管理する委員会に速報しなければならない。

00855

00854

に得票数を記入させなければならない。

第四十三條 法第四十二条第三項の規定による投票点檢の結果の報告は別記第十五号様式による開票結果調により、且つ、これに投票結果調及び特別投票者調の集計表を添えて、これをしなければならない。

縣の選挙については、市町村の委員会はその屬する開票区の投票点数が終つたときは、直ちに候補者別得票数及び無効投票数を縣の委員会に速報しなければならない。

第四十四條 開票管理者は、施行令第五十七條の規定により投票を送付するときは、同時に投票録、開票に関する書類並びに投票箱を市町村の委員会に送付しなければならない。

投票箱は市町村の委員会において、これを保管しなければならない。

第四十五条 第三十四条、第三十五条、第三十七条第二項、第四十一條及び第四十三條の規定は、選挙会の区域と開票区の区域が同一である選挙について、開票のければならない。

第五十條 第十六條第一項の規定は、選挙会場にこれを準用する。

第五十一條 選挙会の区域と開票区の区域が同一である選挙について開票の事務を選挙会の事務に合せて行う場合には、市町村の委員会は、選挙の期日の告示があつたとき、直ちにその旨を告示しなければならない。

第五十二條 第四十一條の規定は、選挙会にこれを準用する。この場合において、選挙長の請求があるときは、当該選挙に関する事務を管理する委員会は、選挙人名簿（その抄本又は寫を含む。）を貸与しなければならない。

第六章 候補者及び當選人

第五十三條 選挙長は、候補者の届出又は推薦届出がつたときは、その候補者又は推薦届出者に対し、その候補者が住所を移轉したときは、直ちにその旨の届出をすべきことを求めなければならない。

選挙長は、前項の届出を受けたときは、施行令第七

十條第一項の規定に準じ、これを新住所地の市町村長に通知しなければならない。

第五十四条 施行令第七十條第一項、第三項及び第四項の規定による通知は、法第五十三条第十一項の規定による告示の寫の送付により、これが通知に代えることができる。

第五十五条 候補者の住所地の市町村の委員会は、候補者が被選挙権を有しないときは若しくは有しなくなつたときは、直ちに選挙長にその旨を通知しなければならない。

第五十六条 市町村の選挙について、候補者の届出又は推薦届出の期間を経過したときは、選挙長は、直ちに候補者の氏名、生年月日、性別、職業及び所屬党派を縣の委員会に報告しなければならない。

第五十七条 市町村の選挙について、法第五十八条第一項及び第二項の規定により投票を行わないこととなつたときは、選挙長は直ちにその旨を縣の委員会に報告しなければならない。

第五章 選挙会

第四十七条 第十一條の規定は、法第四十五条第一項又は施行令第六十三條の規定による選挙長又はその職務を代理すべき者若しくは管掌すべき者の選任にこれを準用する。

第四十八条 選挙長のする告示の方法は、當該選挙に関する事務を管理する委員会の告示の方法に準じなければならない。

第四十九條 選挙長は、選挙会の場所及び日時を告示したときは、直ちにその告示の寫を當該選挙に関する事務を管理する委員会に提出しなければならない。

事務を選挙会の事務に合せて行う場合においては、これを適用しない。

00858

第五十八條 法第五十九條第一項の規定による報告は、

別記第十六号様式による選舉結果調、選舉錄並びに第四十四條の規定により報告を受けた書類及びその集計表とする。

法第五十九條第一項の規定により報告を受けた書類及びその集計表する場合には選舉錄の寫を添附しなければならない。

第五十九條 委員会は、当選人に当選の告知をしたときは、その告知到達の日時を記載した受領書を徵しなければならない。

第七章 爭訟

第六十條 法第六十六條第一項の規定により選舉又は當選の効力に關し異議の申立があつたときは、市町村の委員会は、直ちに異議の要旨及び申立受理の年月日その他必要な事項を縣の委員会に報告しなければならぬ。

法第六十六條第三項の規定により異議の決定をしたときは、市町村の委員会は、直ちにその決定書の寫を添えてその旨を縣の委員会に報告しなければならない。

第九章 解散及び解職の投票

第六十二條 第六十四條において準用する第三條の規定により告示の寫を提出するときは、併せて施行令第百

00859

四條第二項の規定による解散の請求書に記載した請求の要旨及び弁明書に記載した弁明の要旨の告示の寫を

縣の委員会に提出しなければならない。

第六十三條 解散の投票の結果が判明したときは、選舉長は、直ちに別記第十七号様式による選舉會結果調に

選舉錄並びに第六十四條において準用する第四十三條の規定により報告を受けた書類及びその集計表を添えて、これを當該投票に關する事務を管理する委員会に

報告しなければならない。市町村の議會の解散の投票にあつては、併せて縣の委員会にもこれを報告しなければならない。

第六十四條 第三條、第十條乃至第三十二條、第三十四條乃至第五十二条、第五十七条及び第六十一條第一項の規定は普通地方公共團體の議會の解散の投票にこれ

を準用する。但し、第四十二条中「候補者の得票数」とあるのは「賛否の投票数」、第五号様式」とあるのは「別記第十四号様式」とあるのは「別記第二十号様式」、第四十三条中「別記第十五号様式」とあるのは「別記第二十一号様式」、第五十七条中「法第五十八条第一項及び第二項」とあるのは「施行令第一百十二条（第一百十七條において準用する場合を含む。）」、第六十二条中「第六十四条」とあるのは「第六十五条」、「施行令第一百四條第二項の規定による解散」とあるのは「施行令第一百十四條又は第一百七十二条において準用する同第百四條第二項の規定による解職」と読み替えるものとする。

とあるのは「第十八号様式」、第四十三条中「別記第十五号様式」とあるのは「別記第十九号様式」、第五五

00858

第八章 選舉運動

第六十一條 衆議院議員選舉運動のため学校等の設備の使用及びその使用による演説会開催のために必要な施設の公營に関する規程（学校等の設備の使用による演説会開催のための必要な施設の公營に関する規程）は、普通地方公共團體の議會の議員及び市町村長の選舉の選舉運動にこれを準用する。

衆議院議員選舉運動のため学校等の設備の使用及びその使用による演説会開催のために必要な施設の公營に関する規程は、知事の選舉の選舉運動にこれを適用する。

第一項により市町村の議會の議員及び長の選舉の選舉運動に準用する場合においては、同規程第九條中「縣の選舉管理委員会」とあるのは「當該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会」と読み替えるものとする。

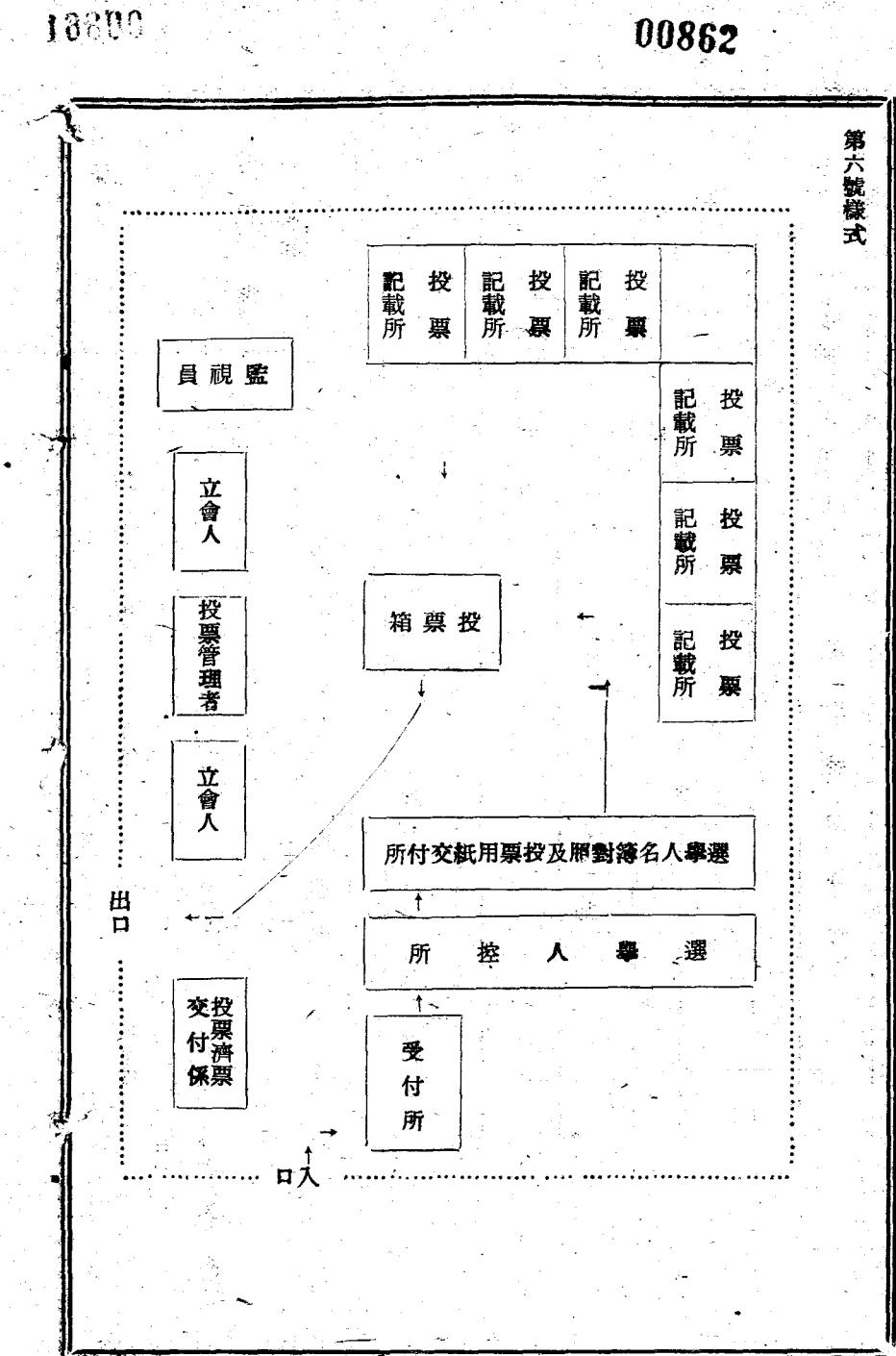
第九章 解散及び解職の投票

第六十二條 第六十四條において準用する第三條の規定により告示の寫を提出するときは、併せて施行令第百

三條中「法第五十八条第一項及び第二項」とあるのは「施行令第一百二條」と読み替えるものとする。

第六十五條 第三條、第十條乃至第三十二條、第三十四条乃至第五十二条、第五十七条、第六十一條第一項、第六十二条及び第六十三条の規定は、普通地方公共團體の議會の議員又は長の解職の投票にこれを準用する。但し、第四十二条中「候補者の得票数」とあるのは「賛否の投票数」、「別記第十四号様式」とあるのは「別記第二十号様式」、第四十三条中「別記第十五号様式」とあるのは「別記第二十一号様式」、第五十七条中「法第五十八条第一項及び第二項」とあるのは「施行令第一百十二条（第一百十七條において準用する場合を含む。）」、第六十二条中「第六十四条」とあるのは「第六十五条」、「施行令第一百四條第二項の規定による解散」とあるのは「施行令第一百十四條又は第一百七十二条において準用する同第百四條第二項の規定による解職」と読み替えるものとする。

第六號樣式



第七號樣式

表

00863

1860

00862

投票場所選舉票投入所選何々						
選舉人番號	姓	名	市 (町 村)	番地	號	
選舉人番號	姓	名	市 (町 村)	番地	號	
住所氏名	姓	名	市 (町 村)	番地	號	
投票所	姓	名	市 (町 村)	番地	號	
投票日時	何	月	何	日		
到着番號	午前七時	午後六時	何	日		
投票用紙	何	何	市役所 (町村役場)	某		
交付	名簿對照	受付				

選舉人の心得

一、選舉の當日必ず本人が持參し所定の投票所の受付に提示して入場して下さい。

二、投票所に入つたら選舉人名簿の對照を受け投票用紙を受取つて下さい。

三、投票用紙に議員候補者一人の氏名（候補者の氏名以外は一切自分の氏名も記載することは出来ません）を自書し折疊んだ上投票箱に入れて下さい。

何々選舉何郡(市)町村何投票所投票管理者

氏名(印)

私は、本日何選舉につき、投票のため自ら投票所に参着したものであつて、左に記名した本人に相違ありませんから、この旨を宣言します。

10864

右宣言書を、本人に読み聞かせた上、署名させた。

新編
年

卷之三

何選學授栗林果譜

備考 投票率及び棄権率は小數以下第

備考 投票率及び棄権率は小数以下第五位まで計算し四捨五入して四位に止めて100倍する。

第一表 單字投票調

別性
點字投票總數
施行令第三十二條第三項の點字投票一 特別投票の點字投票二 その他

計 女 男 別性

別性	代理投票總數	施行令第二十二條第二項の代理投票施行令第四十條第三項及び第五項の代理投票	その他の
男			
女			
計			

第四表 假投票調

別性	假投票總數	施行令第二十二條第三項の假投票	施行令第三十三條第一項の假投票	その他	内訳
男					
女					
計					

代理投票總數	施行令第三十三	代理投票調
假投票調	第四表	第三表

卷之三

譯

文選

四

德縣公報

九

外

嘉和二十三年九月五日

(第三編)植物學

—
4

00866

備考 施行令第三十二條第三項の假投票は、第一表の施行令第三十二條第三項の點字投票に、施行令第三十三條第二項の假投票は第三表の施行令第三十三條第二項の代理投票に一致すべきものとする。

第五表 特別投票調

性別 數 長から送致を受けた總	選舉管理委員會の委員長	投票所を閉じる時刻までに送致を受けたもの		
		(イ) の内拒否しなかつたもの	(イ) の内拒否したもの	(ロ) の内拒否したもの
男				
女				
計				

第六表 投票立會人調

性別 候補者から届け出た立會人	立會人となつたもの	立會人となつた者		
		立會人となつた者	立會人となつた者	立會人となつた者
男				
女				
計				

性別 候補者から届け出た立會人	立會人となつたもの	立會人となつた者		
		立會人となつた者	立會人となつた者	立會人となつた者
男				
女				
計				

第十號様式

證明書

職業

選舉人

氏

名

私は、左の事由に因り、昭和 年 月 日執行の何選舉の當日自ら投票所に行き投票することができないものであるが、何々(證明書を提出することができない旨を詳細に記載すること。)のため證明書を提出することができないので、こゝに説明する。

年 月 日

第十一號様式

何選舉特別投票者調

選舉人	投票用紙及封筒の提出方法	地方自治法第三十一条第一項の事由の申立て	投票用紙及び封筒の交付	特別投票者	投票受領
名簿番號	請求方法	同施行令第四條第二項の事由有無	付方法	付方法	チ
氏名	月日	月日	月日	月日	リ

選舉人

氏

名

印

ル

備考

00868

計

人

(直)

枚

(3)

(2)

(1)

人

(有)

人

(直)

枚

(否)

枚

(郵)

(送)

(直)

枚

(郵)

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

枚

備考

- 「ロ」欄には選舉人が直接請求したものは(直)郵便で請求したものは(郵)とすること。
- 「ハ」欄には地方自治法第三十四條の第何號に基いて請求したかにより①又は②としその左横に「航行中」とか「乗車勤務中」等具体的的事由を併記すること。
- 「ホ」欄の記載方は「ロ」欄と同様とする。

- 「ト」欄には直接受領したものは(直)と他の委員長より送致を受けたものは(送)とし郵送により受領したものは(郵)とすること。
- 「計」欄には各該當事由又はそれによる用紙封筒等の事由別枚數の集計數字を夫々事由別に記入すること。

- 例えは「ロ」欄の計においては(直)の如し。
(郵)の如し。

第十二號樣式

何選舉(投票)投票用紙及び投票用封筒精算書

第十三號樣式

00869

區	分	受	高	使	用	高	殘	高	同	上	内	同
投票用紙									使用できるもの	の	内	開
假投票封筒									書損じ又は汚損したもの			

備考 縿の選舉投票について、市町村の委員會が縣の委員會に報告するときは特別投票用封筒についても別に欄を設けて記載すること。

第十四號樣式の一

候補者氏名	得票數	摘要
何選舉	得票簿	
付受	投票箱置場	
出口	整理係	
入口	投票點檢係	
席人觀參	記錄係	
○○○○○○○		
開開開開開開		
票票票票票票票		
立立立管立立立		
會會會理會會會		
人人人者人八人		

何郡(市)何(町)(村)何開票區

得票計算者氏名(印)

00870

備考 摘要欄には、候補者ごとに、その有効投票五十票づつの束の數等を記入すること。

何選舉得票簿（同時選舉の場合は）

何郡(市)何(田)何(村)何陽縣區

候補者氏名	得票數				計
	内	譯	3	4	
	1	2	3	4	計
備考 内譯欄のアラビヤ数字は、投票五十枚ごとの束の番號とする					
第十五號様式					
何選舉開票結果調					

備考　内訳欄のアラビヤ数字は、投票五十枚ごとの束の番號とする

卷之三

傳道書 索林昇譯

候補者氏名	得票數	計	
		分	投票數
第二表の一 投票調査			
無効投票と決定したものの成規の用紙を用いないもの			
候補者の氏名の他外事を記載したもの			
候補者でない者の氏名を記載したもの			
二人以上の候補者の氏名を記載したもの			
被選舉權のない候補者の氏名を記載したもの			
候補者の氏名を自書しないもの			
候補者の何人を記載したかを確認し難いもの			
丸點又は線を記載したもの			

無効	投票と決定	候補者の氏名を記載したもの	二人以上の候補者の氏名を記載したもの	候補者でない者の氏名を記載したもの
丸點又は線を記載したもの	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	被選舉權のない候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名を自書しないもの	候補者の氏名の他外事を記載したもの

一〇〇

00873

00872

のもたし定決と載記効無

第一表(一) (同時選舉の場合)

投票と認め難いもの

し た も の	記載のないもの
無効票	名刺紙片の類を貼付したもの
印鑑をおしたもの	單に籍事を記載したもの
その他	車に籍事を記載したもの
計	印鑑をおしたもの
總	無効票
投票と認め難いもの	投票と認め難いもの
第二表の二 (同時選舉の場合)	投票と認め難いもの
區	分
有効投票と決定したもの	投票又は記載數
有効記載と決定したもの	投票又は記載數
成規の用紙を用いないもの	投票又は記載數
候補者の氏名の外他事を記載したもの	投票又は記載數
丸點又は線を記載したもの	投票又は記載數

第三表 特殊投票調

00874

点字投票	假	受理したもの	投	票
有効	無効	計	受理したもの	票
票の代理投票の特別投	票の代理投票の特別投	票の代理投票の特別投	票の代理投票の特別投	票の代理投票の特別投
施行令第三十一条	施行令第三十三条	施行令第三十四条	施行令第三十一条	施行令第三十三条
第三項	第三項	第三項	第三項	第三項
その他	その他	その他	その他	その他
計	計	計	計	計

00875

當落	得票數	住 所	職業	黨派	新舊の別	性別	氏 名	生年月日
第十七號様式	/	/	/	/	/	/	/	/

第四表 開票立會人調
第九號様式第六表投票立會人調に準ずる。
第十六號様式

何選舉選舉結果調
何投票選舉會結果調

第一表 賛否投票調		
贊	否	投 神
贊	否	票
贊	成	數
贊	對	
反	對	
計	/	/

第二表 選舉立會人調
第九號様式投票立會人調に準ずる。

第十八號様式の一

何議會解散投票簿(同時選舉の場合)

第九號樣式投票立會人調に準ずる。

第十八號樣式の二

備考 摘要欄については第十四號様式の一に準ずる。

第十八號樣式の二

何議會解散投票簿(同時選舉の場合)

鳥取縣公報

號

外 昭和二十三年九月五日 (第三種郵便物認可)

二七

區分	投票數		內 計	3 4 5	氏 譯 計
	贊	否			
何々	反	對			
	贊	成			
	計				
何々	反	對			
	贊	成			
	計				
備考	内譯欄のアラビヤ數字は投票五十枚ごとの束の番號とすること。				
第十九號様式	何議會解散投票開票調				
第一表	贊否投票調				
	投 票 數				
贊	否				
反	成				
計	對				

十九 脊髓の病

卷之二

第一表 贊否投票調

第一表の一、投票調査

無効投票と決定したもの	有効投票と決定したもの	區分	投票數
成規の用紙を用いないもの			
賛否の外他事を記載したもの			
賛否を自書しないもの			
賛否を確認し難いもの			
丸點又は線を記載したもの			
記載のないもの			
名刺紙片の類を貼付したもの			
印鑑をおしたもの			
單に雑事を記載したもの			
その他の			

のもたし定決と票投効無

00877

第三表の二 投票調 (同時選舉の場合)

00878

區

分

投票又は記載數

有効投票と決定したもの

有効記載と決定したもの

成規の用紙を用いないもの

賛否の外他事を記載したもの

丸點又は線を記載したもの

記載のないもの

名刺紙片の類を貼付したもの

印鑑をおしたもの

單に雜事を記載したもの

印鑑をおとしたもの

00879

のもたし定

總

計

そ の 他

計

投 票 と 認 め 難 い も の

總

第三表 特 殊 投 票 調

第十五號樣式第三表に準ずる。

第四表 開 票 立 會 人 調

第十五號樣式第四表に準ずる。

第二十號樣式の一

第一表 賛 否 投 票 開 票 調

第十八號樣式の二に準ずる。

第二十一號樣式

何 解 職 投 票 開 票 調

第一表 賛 否 投 票 開 票 調

第一表 賛 否 投 票 開 票 調

鳥取縣公報

號

昭和二十三年九月五日

(第三種郵便物認可)

三一

00880

第二表の一 投 票 調

区

分

投 票

数

無効投票と決定したもの	
成規の用紙を用いないもの	
地方公共團体の議会の議員(長)の氏名の外他事を記載したもの	
地方公共團体の議会の議員(長)でない者の氏名を記載したもの	
地方公共團体の議会の議員(長)の氏名を自書しないもの	
賛否のいすれか又は何人を記載したかを確認し難いもの	
丸点又は線を記載したもの	
記載のないもの	
名刺紙片の類を貼付したもの	
印鑑をおしたもの	
單に雜事を記載したもの	
その他	
計	

第二表の二 投 票 調 (同時選舉の場合)

区	分	投票又は記載数
有効投票と決定したもの		
有効記載と決定したもの		
成規の用紙を用いないもの		
地方公共團体の議会の議員(長)の外他事を記載したもの		
丸点又は線を記載したもの		
記載のないもの		
名刺紙片の類を貼付したもの		
印鑑をおしたもの		
單に雜事を記載したもの		
その他		
計		

00881

のも定しめたもの

00882

のもたし定決と載記効無

地方公共團體の議會の議員（長）でない者の氏名を記載したもの
地方公共團體の議會の議員（長）の氏名を自書しないもの
賛否のいづれか又は何人を記載したかを確認し難いもの
記載のないもの

そ の 他								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

総 計

投票と認め難いもの

第三表 特殊投票立會人調
第四表 開票立會人調

第十五号様式第三表に準ずる。
第十五号様式第四表に準ずる。

◆鳥取縣選舉管理委員会規前第三号
衆議院議員選舉運動のため学校等の設備の使用及びその
使用による演説会開催のために必要な施設の公営に関する規程を、次のように定める。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

衆議院議員選舉運動のため学校等の設備の使用及びその
使用による演説会開催のために必要な施設の公営に関する規程

第一條 演説による選舉運動のため学校その他營造物（以下学校等といふ。）の設備を使用するときは、別記第一号様式による申請書を當該管理者（管理者の権限の委任又は事務の分掌を受けた者を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

前項の場合において、併せてその使用による演説会開催のために必要な施設の公営を受けようとするときは、別記第二号様式による申請書を當該管理者に提出しなければならない。

第二條 管理者は、前條の規定による申請があつたときは、直ちに別記第四号様式及び第五号様式に準じて作製した受理簿に必要事項を記載しなければならない。

前項の受理簿は、学校等の設備の使用並びに施設の公営に関する書類とともに、當該管理者において、議員の任期間これを保存しなければならない。

第三條 学校等の設備の使用の許可は、左の各号の規定によるものとする。

一、午前零時から翌日午前八時までの間の使用は許してはならない。

三、同一の学校等で、演説会場に使用することのできるものについては許可してはならない。

四、使用時間は、準備及び後片付のために要する時間を含め一回につき五時間を超えてはならない。

第四條 管理者は学校等の設備の使用の許可に際し、損傷防止又は火災予防のため、入場人員を制限し又は必要な設備をさせることができる。

前項の設備を要する費用は、使用の許可を受けた者の負担とする。

第五條 学校等の設備の使用の許可を受けた者は、使用許可時間内に後片付をした上これを当該管理者に引渡さなければならぬ。

学校等の設備の使用の許可を受けた者が、併せて施設の公言を受けたときは、使用許可時間内に（自ら施設を加えた部分については後片付をなし）これを当該管理者に引渡さなければならない。

第六條 学校等の設備の使用の許可を受けた者は、その

使用により特に増加した電灯、電力、瓦斯等の料金に相当する額を負担しなければならない。

第七條 施行令第八十二條の二第一項及び同第八十一條ノ三第一項（これらの準用する場合を含む。）の規定による承認を得ようとするときは、別記第六号様式による調書を添え、申請しなければならない。これらを変更するときも、また同様とする。

管理者前項の期限を定め、これを告示したときは、直ちにその寫を添え、縣の選舉管理委員会に報告しなければならぬ。

第八條 施行令第七十八條ノ二第三項、第八十一條ノ三四項（これらを準用する場合を含む。）の規定による承認を得ようとするときは、別記第七号様式による調書を添え申請しなければならない。これらを変更するときも、また同様とする。

管理者前項の期限を定め、これを告示したときは、直ちにその寫を添え、縣の選舉管理委員会に報告しなければならぬ。

ければならない。

第九條 管理者は、選舉終了後直ちにその使用及び施設の公言に關し、別記第八号様式による調書を添え縣の選舉管理委員会に報告しなければならない。

第十條 施行令第七十六條第二項に該當する議事堂の管理者は、別記第九号様式による調書を添え、縣の選舉管理委員会に申出でなければならない。

別 記

第一号様式

学校（營造物の設備）使用に関する申請書

演説による選舉運動のため左記の学校（營造物の設備）を使用したいから許可を申請します

年 月 日

住 所

議員候補者

氏

名

管理者職氏名宛

記

この規則は、公布の日から、これを施行する。

附 則

この規則は、當該学校等の所の選舉管理委員会に提出する書類は、當該学校等の所在地市町村の選舉管理委員会を経由しなければならない。

第一條 この規則の定めるところにより、管理者が縣

00886

二、学校(營造物の設備)

イ 建物の屋室

ロ 器具什器の種類

例 卓子何脚、机何脚、黒板何箇、演壇何箇、教壇何箇、腰掛何箇
例 電氣、瓦斯、暖房の設備、天幕何張、下駄箱何箇、草履何足、下足札何枚、
下足掛何箇

ハ 附屬設備の種類

三 使用の日時 昭和何年何月何日午前何時何分より午前後何時何分迄何時間何分

四 使用中の事務取扱者

住 所 氏 名

第一号様式

学校(營造物の設備)の使用に依る演説会開催のために必要な施設の公営に関する申請書
昭和何年何月何日附許可になつた(申請した)演説による選舉運動のため左の学校(營造物の設備)の使用に当り
演説会開催のために必要な施設の公営を受けたいから申請します

年 月 日

住 所 議員候補者 氏

名 (印)

管理者職氏名宛

一 学校(營造物の設備)の種類

例 何小学校
何公会堂

記

二、学校(營造物の設備)建物の屋室 例 教室、講堂、會議室

三、使用日時 昭和何年何月何日午前何時何分より午後何時何分迄何時間何分

四、施設の公営に要する費用の負担の別 國庫負担(申請者負担)

五、自ら施設を加える場合はその程度

六、使用中の事務取扱者

住 所 氏

名

備考

申請者の印は使用申請のときと同一のこと。

第三号様式

学校(營造物の設備)の使用並にその使用による演説会開催のために必要な施設の公営に関する申請書

演説による選舉運動のため左記の学校(營造物の設備)を使用したいから許可願いたくなお右設備の使用に當り演説会開催のため必要な施設の公営を受けたいので併せて申請します

年 月 日

住 所 議員候補者 氏

名 (印)

管理者職氏名宛

記

00888

第一号様式

六五四三二

七 旅館の公當を受けた後台の計徳
等其の事の直見

附錄

足掛何箇

卷之三

到達率平用田
使用する
方法
許

管理者印	受理番号	時 間 月 日 分	設備名稱	使用月日時	許可の理由	受理番号	取扱者印
備考							
一 学校 営造物毎に口座を設けて整理すること。							

卷之三

100

卷之三

00889

第六号樣式

三

一 学校一營造物毎に「座を設けて整理すること。
二、各口座の始めに納付する費用額を記載して置くこと。
三 納付金を還付した場合は其の旨を備考欄に記載すること。

第六号様式		備考									
一 学校一營造物毎に口座を設けて整理すること。											
二 各口座の始めて納付する費用額を記載して置くこと。											
三 納付金を還付した場合は其の旨を備考欄に記載すること。											
令第八十一條の二第二項並に令第八十一條の三第一項(令第八十三條)による調											
学校(營造物)の所在地及名称	種別	区分	坪数	照	明	設	備	人夫	納付させる費用の額	の有無	施設附加の有無
「何市何町村番地」	「教室」	会場	坪	「電燈何燭光何箇」	「演壇、卓子、取締席敷何人分」	「演壇、卓子、取締席敷何人分」	人	人夫	円	否	費用負担の別
その他	甲乙の別	出入口	……	「看板、標識の類」	間夜	間晝	費	備考	月日	年月日	費用納付者印
小学校					円		用				備考

佛
老

二、使用人に関する料金の徴収の定めがあるものは其の寫及料金に対する設備の内訳書を添付すること。

第七号様式

令第七十八条の二第三項並に令第八十一条の三第四項(令第六十三条)による調

学校(營造物) 名 称	所 在 地	施設の公営等に關 する異なる期限	同上を定める 事 情	異なる期限	同上を定める 事 情	備 考
-------------------	-------------	---------------------	------------------	-------	------------------	--------

00890

備
考
異なる期限を定める事情は詳細に記載すること。

第八号様式

使
用
許
可
調

学校(營造物) 名 称	申請書受理 年 月 日	議員候補者 氏 名	公 營 月 日 時	施設の公 営 調	その一	備 考
学校又は營造物 の別	回数	國 庫 負 担	申 請 者 負 担	申 請 者 負 担	申 請 者 負 担	
學 校						
營 造 物						
合 計						

00891

施設の公営調 その二

學校(營造物) 名 稱	申請書受理 年 月 日	議員候補者 氏 名	公 營 月 日 時	國 庫 申 請 者 負 擔	公 營 費 用 額 及 負 擔	國 庫 申 請 者 負 擔
計						

備
考
一 学校一營造物毎に別紙とすること。

第九号様式

令第七十六条第二項の制限又は禁止議事堂調

名 稱	所 在 地	坪 數	制限又は禁止の區別	制限又は禁止の 時間及場所	制限(禁止)を 要する理由

◆鳥取縣選舉管理委員會規則第四号
知事選舉公報發行に関する規程(昭和二十二年三月選舉
管理委員會告示第四号)の一部を次のように改正し、公布
する日から、これを施行する。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

第一條中「縣會議員選舉管理委員會」を「縣の選舉管

理委員會」に改める。

第十二條中「市町村會議員選舉管理委員會」を「市町
村の選舉管理委員會」に改める。
を「地方自治法施行令第九十條」に改める。

別記様式中「縣會議員選舉管理委員會」を「鳥取縣選舉管理委員會」に改める。

◆鳥取縣選舉管理委員會規則第五号

教育委員會委員選舉事務規程を次のように定め、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

教育委員會委員選舉事務規程

第一條 地方自治法による選舉事務規程（昭和二十三年九月鳥取縣選舉管理委員會規則第二号）は、第六十一

條第一項及び解散に関する部分を除き、教育委員會の委員の選舉及び解職の請求にこれを準用する。

◆鳥取縣選舉管理委員會規則第六号

鳥取縣教育委員會委員經歴公報發行に關する規程を次のように定め布公の日からこれを施行する。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

鳥取縣教育委員會委員經歴公報發行規程

第一條 教育委員會法施行令第十條において準用する衆議院議員選舉法施行令第十章の規定により、知事選

育委員會の委員の経歴公報を發行する場合は、知事選

舉公報發行に關する規程（昭和二十二年三月選舉管理

委員會告示第四号）を準用する。但し、同規程中「知事」とあるのは「教育委員會の委員」、「選舉公報」とあるのは「経歴等」、第三條第二項及び第九條中「地方自治法施行令第九十條」とあるのは「教育委員會法施行令第十條」と読み替えるものとする。

◆鳥取縣選舉管理委員會規則第七号

政治資金規正法第三十四條第二項の規定により、報告書の閲覽の請求及びその方法を次のように定める。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

一 政治資金規正法第十二條乃至第十四條若しくは第七條又はこれらを準用する第十八條の規定により、鳥

取縣選舉管理委員會に提出された報告書の閲覽は、鳥

00893

00892

鳥取縣選舉管理委員會事務局においてこれをしなければならない。

二 何人も、政治資金規正法第三十四條第一項の期間内においては、いつでも報告書の閲覽を請求することができます。但し、報告書の閲覽は、執務時間中にこれをしなければならない。

三 報告書は、これを指定された場所以外に持ち出すことができない。

報告書は、てい重にこれを取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

前二項の規定に違反する者に対しては、その閲覽を中止させ、又は閲覽を禁止することがある。

選舉告示

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第十三號

教育委員會法第七十二條の規定により、昭和二十三年十月五日鳥取縣教育委員會の委員の選舉を行う。選舉すべき委員の任期及び數は、次の通りである。

昭和二十三年九月五日

昭和二十三年九月二十五日から九月二十九日まで五日間

一、調製期日

昭和二十三年九月六日現在

二、公覽期間

昭和二十三年九月二十五日から九月二十九日まで五日間

三、異議申立期間

四、異議の申立に対する決定

五、名簿登録申請の方法及び期間

六、名簿確定期日

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第十四號
昭和二十三年十月五日鳥取縣教育委員會の委員の選舉を行ふため、教育委員會法第二十八條において準用する昭和十二年法律第二号第一條の規定により調製する臨時衆議院議員選舉人名簿の調製、縦覽、異議の決定及び確定に關する期日及び期間並びに申請の方法及び期間を、

次のように定める。
昭和二十三年九月五日
鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第十六號
昭和二十三年十月五日執行の鳥取縣教育委員會の委員選舉における選舉運動費用の最高額は、次の通りである。
昭和二十三年九月五日
鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第十七號
鳥取縣教育委員會の委員候補者、経歴公報に氏名、経歴等の掲載を受けようとするものの、申請書到達期限は、昭和二十三年九月二十二日とする。

昭和二十三年九月五日
鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第十八號
鳥取縣教育委員會委員経歴公報發行に關する規程により發行する経歴公報の掲載する順序のくじを行う場所及び日時を次のように定める。

昭和二十三年九月五日
鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

折裏面

表裏面

00895

00894

いめいのやしめの候補者

○注意
こうほしやしめいらんないひとりか
一候補者の氏名は欄内に一人書くこと。
こうほしやるもの
二候補者でない者の氏名は、書かないこと。

鳥取縣教育委員會委員選舉投票

市町村印

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

鳥取縣教育委員會委員候補者、経歴公報に氏名、経歴等の掲載を受けようとするものの、申請書到達期限は、昭和二十三年九月二十二日とする。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

いめいのやしめの候補者

00896

一、場所　鳥取縣選舉管理委員會事務局
 二、日時　九月二十三日午後一時

△鳥取縣選舉管理委員會告示第十九號

昭和二十三年十月五日執行の鳥取縣教育委員會の委員選舉の選舉長並びに選舉長に事故があるとき、又は選舉長が欠けたときその職務を代理すべき者を次のように選任した。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸
 選任年月日　職名　氏名　住所

昭和二十三年八月二十八日　選舉長　太田英雄　鳥取市東町二二二八番地二

同　選舉長の職務を代理すべき者　加納勝己　鳥取市庖丁人町九番地二

昭和二十三年九月五日印鑑
 鳥取縣公報（昭和二十三年九月二十三日）

鳥取縣公報（昭和二十三年九月二十三日）